

企画専門調査会に当面調査審議を求める事項

(平成22年2月4日食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）第3条第1項において、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」こととされている。

また、平成21年度食品安全委員会運営計画（平成21年3月26日食品安全委員会決定）第2の1②において、企画専門調査会が、平成22年度食品安全委員会運営計画の調査審議を行うことが掲げられている。

これらの規定等に基づき、企画専門調査会に対し、平成21年3月26日に委員会決定した「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」（下記1～3）に加え、下記4の事項について調査審議を求める。

記

- 1 平成20年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ、平成20年度食品安全委員会運営状況報告書について
- 2 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について
- 3 平成21年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- 4 平成22年度食品安全委員会運営計画について

(参考)

食品安全委員会専門調査会運営規程（抜粋）

（平成１５年７月９日食品安全委員会決定）

（専門調査会の所掌）

第３条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

２～４ （略）

平成２１年度食品安全委員会運営計画（抜粋）

（平成２１年３月２６日食品安全委員会決定）

第２ 委員会の運営全般

１ 会議の開催

② 企画専門調査会の開催

四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成２０年度食品安全委員会運営計画（平成２０年３月２７日委員会決定）のフォローアップ、平成２０年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議（平成２１年５～６月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年８～１１月ごろ）
- ・ 平成２１年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・調査審議（同年１０～１１月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ、平成２２年度食品安全委員会運営計画の調査審議（平成２２年１～２月ごろ）
- ・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項

また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。